

令和6年度 亀岡中部農地整備事業
曾我部工区整備その2工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	<p>令和6年度亀岡中部農地整備事業曾我部工区整備その2工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書（令和7年4月）」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年度5月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。</p> <p>なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、舗装工事を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市曾我部町南条地内ほか	
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>舗装施工延長 L=1,951.8 m 舗装面積 A=4,822 m²</p>	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工期：令和7年11月25日から令和8年3月29日まで (余裕期間：契約締結日から令和7年11月24日まで)</p> <p>契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。</p> <p>また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件		
1. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は17日（月平均）と想定している。	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、礫質土と想定している。	
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。	

項目	内容					摘要	
	工事名	工期	備考				
	令和7年度 亀岡中部農地整備事業 曾我部工区整備工事（仮称）	令和7年11月～令和8年 3月					
3. 第三者に対する措置							
(1) 騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。						
(2) 境界対策	工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。						
(3) 保安対策	本工事において 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間
		余部・安町工区	1名/日	1名	昼間	なし	残土搬出期間
(4) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。						
(5) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならぬ。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。						
(6) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。						
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。						

項目	内容	摘要												
第5章 指定仮設 1. 土取場、建設 発生土受入 地	<p>1) 本工事では、他工区へ発生土として次の土量の搬出を予定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出先</th><th>搬出期間</th><th>搬出量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余部・安町工区</td><td>令和7年12月～8年 3月</td><td>1,704 m³</td><td></td></tr> </tbody> </table>	搬出先	搬出期間	搬出量	備考	余部・安町工区	令和7年12月～8年 3月	1,704 m ³						
搬出先	搬出期間	搬出量	備考											
余部・安町工区	令和7年12月～8年 3月	1,704 m ³												
第6章 工事用地 等 1. 発注者が確保 している用地 2. 工事用地等の 使用及び返還 3. 受注者の裁量 による工事用地 等	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。</p> <p>工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。</p> <p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p>													
第7章 工事用電 力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。													
第8章 工事用材 料 1. 規格及び品質 2. 見本又は資料 提出 3. 監督職員の検 査又は試験	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。</p> <p>1) 石材及び骨材 再生粒度調整碎石 RM-30 再生クラッシャラン RC-40</p> <p>2) 補装材 アスファルト乳剤 PK-3 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)</p> <p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材</td><td>試験成績書・粒度分布表</td></tr> <tr> <td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr> </tbody> </table> <p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 なお、その他の材料は、受注者の自管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr> </tbody> </table>	材料名	提出物	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	その他資材	カタログ、試験成績書等	材料名	検査・試験項目	時期	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	
材料名	提出物													
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表													
その他資材	カタログ、試験成績書等													
材料名	検査・試験項目	時期												
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査												
第9章 施工 1. 一般事項	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。													

項目	内容	摘要										
(1) 基準点	なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。											
(2) 地区境界	<p>1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。</p> <p>なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。</p> <p>2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。</p> <p>3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。</p>											
(3) 検測又は確認（施工段階確認）	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章（2）工事現場等の遠隔確認についての1)により決定する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 (一般監督)</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路盤工</td><td>基準高、厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所</td><td>指示による</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考	路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所	指示による	
工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考								
路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所	指示による									
(4) 中間技術検査	<p>本工事が、低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、以下の内容により、中間技術検査を行うものとする。</p> <p>1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>											
(5) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。											
(6) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。											
2. 再生資源等の利用 (1) 建設副産物	<p>1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場に</p>											

項目	内容	摘要																																														
	<p>において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>																																															
(2) 再生資材の利用等	<p>1) 再生資材の利用</p> <p>受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>舗装材</td></tr> <tr> <td>再生粒度調整碎石</td><td>RM-30</td><td>路盤材</td></tr> <tr> <td>再生クラッシャラン</td><td>RC 40</td><td>路盤材</td></tr> </tbody> </table> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用</p> <p>受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。</p>	資材名	規格	備考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装材	再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材	再生クラッシャラン	RC 40	路盤材																																			
資材名	規格	備考																																														
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装材																																														
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材																																														
再生クラッシャラン	RC 40	路盤材																																														
3. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①仮設</td><td>仮設工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td>□有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">②土工</td><td>土工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">③基礎</td><td>基礎工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td>□有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">④本体構造</td><td>本体構造の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td>□有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">⑥その他</td><td>その他の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td>□有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業		□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		②土工	土工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業		□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業		□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		⑥その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業		□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																																													
①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
	②土工	土工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																													
		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																													
		③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																												
			□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
④本体構造			本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																												
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
	⑤本体付属品		本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																												
			□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
		⑥その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																												
			□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
4. CBR試験			<p>1) 現場CBR試験箇所は各幹線及び支線道路とするが試験の位置及び時期については、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>なお、各幹線及び支線道路における路床の設計CBRは下記のとしており、設計変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名称</th><th>設計CBR</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10号支線道路</td><td>4以上</td><td></td></tr> <tr> <td>第11号支線道路</td><td>4以上</td><td></td></tr> <tr> <td>第13号支線道路</td><td>4以上</td><td></td></tr> <tr> <td>第19号支線道路</td><td>4以上</td><td></td></tr> <tr> <td>第33-1号支線道路</td><td>6以上</td><td></td></tr> <tr> <td>第33-2号支線道路</td><td>6以上</td><td></td></tr> <tr> <td>第70号支線道路</td><td>4以上</td><td></td></tr> </tbody> </table>	路線名称	設計CBR	備考	第10号支線道路	4以上		第11号支線道路	4以上		第13号支線道路	4以上		第19号支線道路	4以上		第33-1号支線道路	6以上		第33-2号支線道路	6以上		第70号支線道路	4以上																						
路線名称			設計CBR	備考																																												
第10号支線道路	4以上																																															
第11号支線道路	4以上																																															
第13号支線道路	4以上																																															
第19号支線道路	4以上																																															
第33-1号支線道路	6以上																																															
第33-2号支線道路	6以上																																															
第70号支線道路	4以上																																															

項目	内容			摘要
	第75号支線道路	4以上		
	第78号支線道路	6以上		
	第94号支線道路	6以上		
	第97号支線道路	6以上		
	第98-1号支線道路	6以上		
	第107号支線道路	6以上		
	第114号支線道路	4以上		
	第116号支線道路	6以上		
	第116-1号支線道路	6以上		
	第116-3号支線道路	6以上		
	各路線の測定箇所数は、施工管理基準による。			
	2) 路床の軟弱な箇所等が発見された場合は、監督職員に報告しなければならない。			
	なお、この場合必要なCBR試験や路床改良等の追加を行うことがある。			
5. 路盤工	路盤工で使用する再生クラッシャラン (RC-40) は、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。また、不純物（ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片、陶磁器片等）をなるべく含まない材料を使用するものとし、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。			
6. 舗装工	<p>1) アスファルト舗装工</p> <p>① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。</p> <p>表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）12.6リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。</p> <p>② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。</p>			
第10章 施工管理				
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。			
2. 施工管理				
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。			
(2) 工事現場等における遠隔確認について	<p>1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。</p> <p>2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。</p>			
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。			
	<p>① 土質</p>			

項目	内容	摘要
	<p>② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかつた騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項</p>	
第12章 その他		
1. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 	
2. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
3. 週休2日による施工	<p>1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとす</p>	

項目	内容	摘要												
4. 熱中症対策に 係る費用の計上	<p>る。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1" data-bbox="457 660 1324 826"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。</p> <p>ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>イ ドライミスト</p> <p>ウ 暑さ指数（W B G T 値）の計測装置</p> <p>2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。</p> <p>3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL : http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。</p>	項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日												
労務費	1.02	1.02												
共通仮設費（率分）	1.05	1.04												
現場管理費（率分）	1.06	1.05												

項目	内容	摘要								
5. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf</p> <p>2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>1) 適用</p> <p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和5年4月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報化施工技術</th> <th>適用工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. TLS出来形管理技術</td> <td>アスファルト舗装工</td> </tr> <tr> <td>2. 出来形管理用TLS技術</td> <td>アスファルト舗装工</td> </tr> <tr> <td>3. MC技術</td> <td>不陸整正</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 定義</p> <p>(1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。</p> <p>(2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。 対象は、舗装工を含む工事とする。</p> <p>ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICT建設機械による施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品</p> <p>3. 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出含む)までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の4～9による情報化施工技術活用工事を行うことができる。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。</p> <p>4. 情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。</p> <p>(1) 3次元起工測量</p> <p>受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び、前工事での3次元納品データが活用</p>	情報化施工技術	適用工種	1. TLS出来形管理技術	アスファルト舗装工	2. 出来形管理用TLS技術	アスファルト舗装工	3. MC技術	不陸整正	
情報化施工技術	適用工種									
1. TLS出来形管理技術	アスファルト舗装工									
2. 出来形管理用TLS技術	アスファルト舗装工									
3. MC技術	不陸整正									

項目	内容	摘要									
	<p>できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、情報化施工活用とする。なお、監督職員と協議する。</p> <p>ア TS等光波方式を用いた起工測量 イ TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量 エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>(2) 3次元設計データ作成</p> <p>受注者は、設計図書や(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>(3) ICT建設機械による施工</p> <p>受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ICT建設機械による施工においては、受注者は(2)で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機械施工を実施する。</p> <p>(ア) 3次元 MC 又は 3次元 MG 建設機械</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術(MC)又は、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術(MG)を用いて実施する。</p> <p>○ICT建設機械による施工 · MCモータグレーダ</p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>受注者は、(3)による工事の施工管理において、次のア～イから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。</p> <p>ア TS等光波方式を用いた出来形管理 イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p> <p>(4)により確認された3次元施工管理データを、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、工事完成図書として電子納品とする。</p> <p>5. 上記4.(1)～(5)の施工を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものである。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸与資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>曾我部工区測量成果簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>図面のCADデータ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 上記4.(1)～(5)で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 確認及び検査</p>		貸与資料	備考	1	曾我部工区測量成果簿		2	図面のCADデータ		
	貸与資料	備考									
1	曾我部工区測量成果簿										
2	図面のCADデータ										

項目	内容	摘要
	<p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。</p> <p>8. 情報化施工技術活用工事の費用</p> <p>(1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。</p> <p>(2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p> <p>9. 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p>	
第14章 公共事業 関係調査に 対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第15章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第16章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	